

中京大学における自己点検・自己評価

杉江修治

中京大学の自己点検・評価システム

1993年10月13日の協議会で、教養部は、木村吉男氏を委員長とする「自己点検・評価検討委員会」が協議会に答申した「中京大学自己点検・評価規定（案）」（資料1）、「中京大学自己点検・評価に

関する委員会規定（案）」（資料2）、「自己点検・評価の組織（案）」（資料3）を承認したが、それは協議会における次のような付帯事項の前提としたものであった。

協議会として、大学教育の改善にかかわる全学的な研究組織の設立に向けて検討を開始する。

協議会でも説明されたはずであるが、この付帯事項の趣旨は次のところにある。

た。次の文章は教養部教授会で、上記付帯事項検討時に述べられたものである。

近年の大学改革論議の中では、教育研究活動を主体的に改善していくための組織を各大学の中に持つことの必要性がいわれ、実際にその設立の動きがみられている。点検・評価は大学における教育、研究、管理的諸活動改善の要であり、この活動を総合的に調整・検討する組織は重要な機能を担うことになる。しかし、今回の答申では組織の構成がその機能を十分に果たす形にはなっていない。

したがって、大学、学部、学科などの教育目標、カリキュラム、教育方法、自己評価・点検、学生の実態、生涯学習、研究条件、といった大学の教育、研究面の創造的・個性的改善のための研究組織を独立に作る必要がでてきたと考えられる。

中京大学では、大学院の設置申請期日などのかかわりで、自己点検・評価の規定と組織づくりは期限に縛られた作業であった。答申にいたるまでに、各学部・教養部から各1名、それに事務局長を加えた10名で構成された「自己点検・評価委員会」は9回開催された。その議事録によれば、第1回（92年7月21日）は諮問事項の確認が主な内容であり、第2回

（9月18日）は私大連盟主催の「平成4年度第1回大学問題研修会」の報告が主な内容であった。報告内容は、点検・評価の技術的な側面にかかわる事項であった。続いて第3回（10月19日）、第4回（11月16日）、第5回（12月7日）、第6回（93年1月17日）と、4回にわたって名古屋大学、愛知大学、立命館大学の資料をベースとした点検・評価項目の整理

・検討が行われた。第7回（2月15日）、第8回（3月15日）には評価体制が議論され、組織案が作成された。第9回（4月12日）で全体を調整し、協議会に答申する案がまとまった。また、この時「中京大学自己点検・評価項目（大綱案）」も添えられた（資料4）。

この委員会への諮問事項は、

- ①中京大学における教学を中心とする自己点検・評価の目的と基本理念。
 - ②自己点検・評価を実施する場合における点検・評価項目、及び実施体制。
- の2点であった。しかし、委員会の議事録をみる限りでは、話題となった事項は②に限られている。答申の文章でも、①に関する記述としては、答申の前書きに「大学が、学問研究機関ならびに高等教育機関としての社会的責務を果たすためには、自主性と自由を尊重しながら、柔軟な発想・思考に基づく不断の自己改善を図るのが当然である。」とあるにとどまっている。

委員による9回にわたる答申作成への精力的な貢献は十分認められなくてはならないが、大学に自己点検・評価を導入するという新しい文化づくりにかかわる広範囲な課題に適切に答えていくためには明らかに期間が短かった。6月協議会に答申がだされ、7月には早くも文学部、経済学部、体育学部が承認している。10月には教養部、商学部、法学部、経営学部、情報科学部が承認をし、11月に社会学部が承認し、全学の一致をみた。答申がだされてのち承認までは5カ月が費やされたのだが、協議会議事録をみる限りでは、教養部の付帯事項を除いては、組織の簡素化を図るための意見がだされて

いたにとどまった。全学の運営組織の簡素化を求める感覚は分かるのだが、自己点検・評価という重要な意義をもった活動に対しても同様の対応をするということとは誤りではないだろうか。技術的な問題にのみ関心が集まり、目的や基本理念の討議が据え置かれたままでは、尽くすべき論議、検討すべき課題の整理は当然不十分なまま残ったと考えられる。

中京大学に限らず、全国的に、自己評価・点検は文部省から押しつけられたもの、という消極的な受けとめがあり、ともすれば「形だけ整えて」という風潮がうかがえる。ただ、自己点検・評価の意義を主体的に受け止めないまま作られた、暫定的な含みを持たざるを得ない組織、項目も、それがいったん機能しはじめれば、そのまま独り歩きしていくということはないとはいえない。

実際、教養部の自己点検・評価問題作業委員会では、答申に対して、そこにかがえる基本的な考え方や個々の評価項目などに議論すべき問題点が数多くあることが指摘された。本稿末に付すが、「大学審議会答申」と大学基準協会のだした「大学の自己点検・評価の手引き」とを詳細に対照させた一覧表も準備したのである（資料5）。答申に付された「自己点検・評価項目（大綱案）」は、全国的なさまざまな評価項目のモデルにとってはいても、中京大学の自己評価項目としての個別性への配慮不足が指摘された。また、「委員会規程」では、中京大学の教育、研究の改善に役立つ点検・評価組織形態となっているかという問題も幾つかの面から指摘された。十分な時間があれば、答申の中味はもっと吟味すべ

きであった。教養部の付帯事項は、自己点検・評価のもつ積極的側面を活かし、中京大学活性化の機能を発揮できる形を今後継続的に追及すべきだという提言である。

自己点検・評価の基本的考え方の確認

自己点検・評価という活動に対する教

養部の態度の背景には、1993年1月13日の教養部教授会後の全員懇談会で教養部自己点検・評価問題作業委員会が討議資料として出した「中京大学における自己点検・自己評価：論議の基礎」(『教養教育研究』3号、71-3頁)がある。少し長くなるが以下に引用する。

大学における教育、研究、管理面の諸活動は、それぞれの個別的目標および各活動が有機的に関連づけられた目標をもってなされている。適切な時期にそれらの目標達成の程度や目標自体の適切性を点検・評価し、次の目標設定をするというサイクルを大学内にもつことは、大学に期待される社会的使命を主体的に果たすためには欠くことができない。自己点検・自己評価は、本来、諸活動の効果的推進の要の位置にある手続きである。

大学設置基準の改訂により、各大学の自由裁量の幅が広がることになった。それにともない、大学が目標の自己設定、その達成への自己努力、自己判断を自身と社会に問うことが必要となったのである。点検・評価の結果をもとに、大学における学問の自由を侵害するような外部からの悪意の干渉を受けることさえなければ、そのような自己点検・自己評価活動の組織的導入への機運は、大学のさらなる改善に役立つものとして積極的に受けとめることができよう。

なお、大学基準協会では、各大学を通してのアクレディテーションの必要性を打ちだしている。このことはわれわれも継続的に検討すべき課題だが、日本の大学に定着することは時日がかかることであり、当面は学内の自己評価・自己点検に問題を限ることが効率的であろう。

1 中京大学での当面の課題

(1) 自己点検・自己評価の学内諸活動における位置づけの明確化、共通理解

自己点検・自己評価は、あくまでより望ましい教育、研究の「創造」を志向するものであることを共通に確認する必要がある。それをふまえて、各部局で主体的に点検・評価を行おうとする条件づくりが必要である。

(2) 大学、学部、研究科、学科、コースの目標の明確化、再確認

点検・評価は、予め設定した目標への、実際の活動の到達の程度をみるものである。したがって、有効な点検・評価のためには、できるかぎり目標が明確化されていることが必要になる。また、学内の管理的部門は、大学の中心的な機能である、教育、研究のためのよりよい条件作りを念願においた目標設定をする。

(3) 点検・評価作業の責任者に関する議論

とくに、点検・評価作業の組織の責任を学長にするか、理事長にするかは重大な問題である。大学の中心的な機能は教学にあり、管理的諸活動はそれをバックアップすることを考えるならば、責任者は学長がふさわしい。論議は教学組織が中心となって行われるべきである。

2 自己点検・自己評価のうえでの留意点

(1) 客観性、妥当性の保障

評価が客観的になされるよう、データ収集に際して配慮が必要である。しかし、一方、教育の効果や研究の成果、管理的業務への関与、社会的諸活動などは必ずしも数値で表せることがらばかりとは限らない。そこではできるかぎり妥当な点検・評価が可能なような点検・評価尺度の多様化に努めるべきである。たとえば、教育面での学生への迎合、研究面での業績主義の弊害を助長するような点検・評価システムが作られてはならない。

(2) 点検・評価作業の組織

自己点検・自己評価はデータを揃えるだけの仕事にとどまらないことは当然である。目標への到達度を吟味し、次の目標を調整、立案する機能も期待される。また、そこでの内容は学内で民主的に検討、吟味される必要がある。ファカルティ・ディヴェロップメントに求められている機能と重複するところが大きい。学内各組織から、相当の時間的保障を得た人員構成による組織を作ることが必要である。

なお、自己点検・自己評価というからには、大学構成員個々が受身の点検・評価対象という立場のみにとどまっているようなシステムではいけない。

(3) 教員の個別評価

教員の教育研究活動の改善に必要な個別の自己点検・自己評価は、これまで個人の内的努力にとどまっており、教員相互の情報交換はなされてこなかったその現状は不十分といえる。ただ、適切にそれを行う目的、方法に関しては構成員が納得するまでの十分な検討が必要である。

基本的には、評価活動の主体は教育研究活動に従事しているものであるべきである。また、その目的は、自己管理といった大学の内に向かうものではなく、教育研究のよりよい環境作りや教職員の相互信頼の形成のための情報収集といった発展的な意義をもつものでなくてはならない。

(4) 評価項目の吟味

大学基準協会の示した自己点検・自己評価項目は、大学での教育、研究活動の改善に資する広範な眼配りを方向づけるものとして評価できる。しかし、具体的にはそれをそのまま踏襲するものではなく、吟味を通しての選択、付加が必要となる。

例えば、教員の教育研究活動への大学の援助に対する教員の満足度とか、大学構成員としての学生の参加諸活動の実態、さらには地域への貢献度などについての項目は、基準協会の例にはない。また、大学を援助する外部の対応（例えば補助金）に対する大学側からの評価なども評価項目として考慮してもよいだろう。その他、評価項目にかかわる多くの検討課題については別に資料を付す（注：資料5をさす）。

(5) 結果の公刊

評価結果は公刊することが必要であろう。大学の閉鎖性、硬直化した大学といった批判にこたえるというだけでなく、自己点検・自己評価の結果をより有効なものとするためには、それを広く問うという手続きをとるべきである。

大学の組織的な自己点検・自己評価は、情報の公開性という点でこれまでとは異なる考えが要求される。この活動が潜在的に持つ教育、研究の活性化機能を本来的に発揮するためには、大学の教職員の積極的な受けとめと主体的な参加が不可欠となる。また、自己点検・自己評価の実践を踏まえて、その教育的意味を問い返したり、手続きの改善を継続的に図っていくという研究活動も必要となる。いま、学内のオープンな討議を重ね、実施への合意形成を図ることをとおして、中京大学の将来への展望も開けてくるのではないだろうか。

中京大学自己点検・評価の検討課題

協議会の承認を得て、中京大学の自己点検・評価は94年度から活動が始まる。不十分な点があるとはいえ、教育研究活動の改善にかかわるフィードバック情報の収集、分析が従来よりは多く、そして組織的になされることになり、意義のあることといえる。当面は「自己点検・評価あり方委員会」を中心に活動が展開されるだろうが、その過程で当初案の修正も次第に行われていくだろう。また、実際に点検・評価の実施経験に基づいた反省は有意味であることが多いと思われる。

ただ、現在の段階で問題点と考えられる事項をあげておくことは、実施の際の修正への視点として役立つものがある。以下に教養部の自己点検・評価作業委員

会で話題となった内容に私見を加えたものを列挙し本稿の終わりとしたい。

(1) 自己点検・評価の本来的な意義についての学内の認識を深める。評価活動は教育研究の要に位置する活動であることは明白である。評価は常に目標の設定と連動しており、単なる情報の収集・記述に終わらない統合的な活動である。それは、学内の諸活動の中でも特別な位置づけがなされてよい。しかしながら、組織の簡素化に最も関心が注がれているような実状があり、本来非常な労力が必要なのは委員に対して授業時間数の負担減の話題がでていないなどは、全学的にこの領域に対する認識が未成熟であることを示しているように思われるのである。

(2) 組織については、私大連盟の「私立大学の自己点検・評価に向けて」に倣ったかのように4つの委員会が設けられることになった。その内の「全学改善委員会」は、その機能が「自己点検・評価結果の活用の際し、全学に共通し、しかも既存機関での討議の対象とはなり難い問題の改善案の策定を目的とする」とあり、一見私大連盟の「大学基本構想計画委員会」に対応しているように見える。ただ、中京大学の場合それは常設ではなく、他の委員会、協議会が必要を認められた時にのみ構成される臨時的なものである。答申をだした「自己点検・評価検討委員会」の第6回の議事録によれば、「点検・評価項目の細目については各学部の自主性に委ねることを答申時に明記する」という確認が記されている。学部ごとの事情を考慮し、それぞれ独自に項目に工夫を加えることには積極的な意味があるが、一方で学部など部局ごとに独立した活動を行うことで大学内の組織が固定化し、大学全体で新しい状況に流動的に対応する能力が減退させられはしないかという恐れがある。規程の背景の発想には、分極化でよしとする方向への偏りが感じられる。大学としての改善、改革に役立つ点検・評価とするためには、個々の部局の評価の基礎として拠って立つべき全学的な教育理念の継続的な吟味が必要であり、教育内容、職務に部局ごとの特徴はあっても、中京大学の教育研究を進めるといふ「共通の」ところにもっと力点がおかれなくてはいけないのではないか。ファカルティ・ディヴェロップメントの機能ももちうるような、また、これからの大学の重要な機能として期待

されている生涯学習を統合的に検討できるような、さらに学内の情報システムの研究、国際化への対応などに一貫した方針で対応できるような「大学の教育・研究の研究」をする組織が全学的な協力で作られ、点検・評価活動と密接に連携することが必要ではないかと思うのである。

(3) 評価項目も、教育研究の実際に沿って意味のあるものをさらにつけ加える必要がある。例えば、①中京大学としての「大学教育研究」の成果としてどのようなことがあったか、②大学運営への学生の参加の実態（体育会、文化会、生協など）、③父兄会の問題、④クラス・サイズ、教室を含む授業の領域の諸事項、⑤情報ネットワークの利用状況と成果、⑥大学院生による大学院授業評価、⑦学生生活への支援の一層の充実などが思いつくものとしてあげられる。また、点検・評価情報の収集の仕方も集めやすいものだけで報告をするというのではなく、目的に応じて工夫をし、検討すべき理念・目標に適切に対応させたデータを集める努力をする必要がある。

(※筆者は、1992年度、1993年度の教養部将来計画委員会の中の自己点検・評価問題作業委員長を務めた)

<資料1>

中京大学自己点検・評価規程

(目的)

第1条 中京大学通則の定めるところにより実施する中京大学（以下「本学」という。）の自己点検・評価は、この規程の定めるところによる。

(範囲)

第2条 本学の自己点検・評価の対象となる範囲は、教育、研究及びその管理運営並びに経営の各分野とする。

2 自己点検・評価の範囲・対象・分野・項目等の具体的な内容は、別に定める。

(組織)

第3条 本学は自己点検・評価を実施するため、次の委員会を置くものとする。

- (1)自己点検・評価あり方委員会
- (2)全学自己点検・評価実行委員会
- (3)個別機関自己点検・評価実行委員会
- (4)全学改善委員会

2 前項各号に定める委員会の任務、構成、運営等及び同項3号に規定する個別機関自己点検・評価実行委員会の種類等は、自己点検・評価に関する委員会規程に定める。

(実施の周期)

第4条 本学の自己点検・評価は、最長10年を周期として、第2条に定めるすべての範囲について実施する。

2 自己点検・評価の具体的内容に応じた実施周期は別に定める。ただし、自己点検・評価の総合的及び体系的な実施体制が整備されるまでの間は、別に定める年次計画により段階的に実施するものとする。

(結果の公表)

第5条 本学の自己点検・評価の公表は、別に定める基準により公表し、又は閲覧に供するものとする。

(結果の活用)

第6条 各構成員、各機関・部局は、自己点検・評価の結果を真摯に受け止め、教育、研究及びその管理運営並びに経営の各分野において、それぞれの活動の水準の向上と活性化に努めるものとする。

2 本学の理事会は、自己点検・評価の結果に基づき各構成員、各機関・部局等の改善

- 4 あり方委員会は、必要に応じて作業部会を設けることができる。
- 5 あり方委員会の事務は、総合企画室が担当する。

(全学自己点検・評価実行委員会の任務)

第4条 全学自己点検・評価実行委員会(以下「全学委員会」という。)は、あり方委員会が策定した大綱に基づき、自己点検・評価を実施するための基本的スケジュールを定める。

- 2 全学委員会は、自己点検・評価が円滑に実施されるように、各個別機関自己点検・評価実行委員会(以下、「個別委員会」という。)間の調整を行う。
- 3 全学委員会は、各個別委員会において実施した点検・評価結果を検証し、全学的な視点による総合的かつ体系的な点検・評価を加えた全学自己点検・評価報告書を作成し、学長・理事長に報告する。

(全学委員会の構成)

第5条 全学委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1)第8条に規定する各個別委員会の委員長
- (2)事務局次長及び教学部事務部長
- 2 全学委員会に委員長を置く。委員長は前項(1)の委員より互選する。
- 3 全学委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 全学委員会の事務は、事務局長室が担当する。

(個別委員会の種類)

第6条 個別委員会として次の委員会を設ける。

- (1)各学部・教養部自己点検・評価実行委員会
- (2)大学院各研究科自己点検・評価実行委員会
- (3)図書館自己点検・評価実行委員会
- (4)各全学付置研究所自己点検・評価実行委員会
- (5)AVセンター自己点検・評価実行委員会
- (6)教務関係自己点検・評価実行委員会
- (7)入学試験関係自己点検・評価実行委員会
- (8)学生関係自己点検・評価実行委員会
- (9)就職関係自己点検・評価実行委員会
- (10)国際交流関係自己点検・評価実行委員会
- (11)経営関係自己点検・評価実行委員会

(個別委員会の任務)

第7条 個別委員会は、あり方委員会で定めた大綱及び全学委員会から示される実施ス

ケジュールに基づき、各個別機関において点検・評価を実施し、個別評価報告書を作成して全学委員会に報告する。

(個別委員会の構成)

第8条 個別委員会の委員は、当該機関で選任する。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 個別委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 個別委員会は、必要に応じて作業部会を設けることができる。
- 5 個別委員会の運営等は、当該機関で定める。

(全学改善委員会)

第9条 全学改善委員会は、自己点検・評価結果の活用之际し、全学に共通し、しかも既存機関での討議の対象とはなり難い問題の改善案の策定を目的とする。

- 2 本委員会は、あり方委員会、全学委員会、協議会及び理事会がその必要性を認めた場合に設置される。
- 3 本委員会の構成・運営（成立要件、議決要件等）は、前項の4機関で定める。

(各委員会の成立)

第10条 各委員会（全学改善委員会は除く。）では、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 各委員会（全学改善委員会は除く。）の議決は、出席委員の過半数の合意による。

(委員の任期)

第11条 この規程に定める各委員の任期は、2年とし、連続3期を超えない限り、再任を妨げない。また、中途の欠員補充・交替による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 作業部会の委員の任務は、当該作業部会において定める。

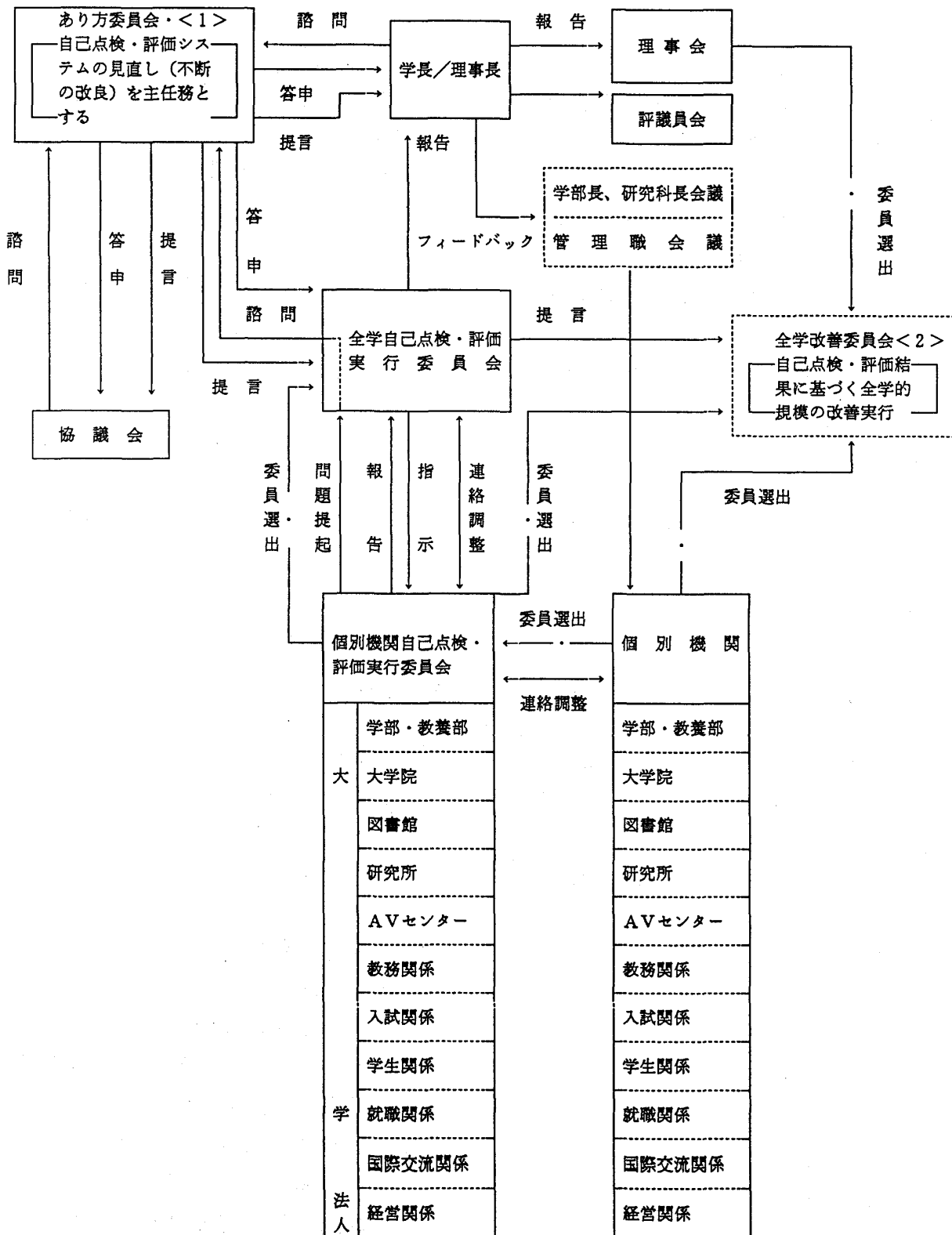
(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、協議会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附則 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

<資料3>

[自己点検・評価の組織図]



<1> あり方委員会は、自己点検・評価あり方委員会の略称。

<2> 自己点検・評価結果に密接に基づき、しかも従来の予算折衝過程等を通じては実現不能な全学的規模の問題を扱う委員会。必要に応じて設置する。

中京大学自己点検・評価項目

I. 大学の教育理念と目標について

- (1) 建学の精神に基づく大学の教育理念・教育目標について
- (2) 建学の精神に基づく教育理念・教育目標実現のための計画（長期・中期・短期）について
- (3) 学部・大学院の教育目標の設定について
- (4) 学部・大学院の教育目標実現のための計画（長期・中期・短期）について
- (5) 大学の教育・研究の活性化、充実の取り組み・到達点について
- (6) 大学の教育・研究活動の課題について

II. 教育分野に関する評価項目について

II-1 学部

1. 入学から卒業まで、学生生活での教育的進歩に関する評価項目について

A：学生の受入れについて

- (1) 学生募集・入学者選抜について
- (2) 推薦入学等の特別入試について
- (3) 編入学、再入学、転学科について
- (4) 留学生入試について
- (5) 科目等履修生・聴講生・研究生について
- (6) 学生定員充足状況について

B：学生生活への支援について

- (1) オリエンテーション、カウンセリング等、学生生活への支援について

(2) 課外活動について

- (3) 奨学金制度・授業料減免制度について

(4) 健康管理の体制と実態について

C：学生生活状況について

- (1) 課外活動状況について
- (2) 経済生活・アルバイト状況について

(3) 生活意識の状況について

D：卒業生の進路状況について

- (1) 卒業生の就職・進学状況について
- (2) 卒業生に対するアフターケアの状況について

2. 学部の教育プログラムや人的要素にかかわる評価項目について

A：教育システムについて

- (1) 教育システムの特徴について
- (2) 課外講座、エクステンション等教育活動について
- (3) 小集団教育、コース制、 Semester等特色ある教育システムについて
- (4) 非常勤講師への依存状況とその待遇状況について

B：カリキュラムについて

- (1) カリキュラムの編成と教育理念・目標との関係について
- (2) 一般教育内容とカリキュラム全体との関係について
- (3) 専門教育内容とカリキュラム全体との関係について
- (4) 外国語教育内容とカリキュラム

全体との関係について

- (5) 保健体育教育内容とカリキュラム全体との関係について
 - (6) 資格課程（教職、司書、社会教育主事、学芸員）について
 - (7) 留学生教育について
 - (8) カリキュラムの編成及び見直しの方法・体制について
- C：授業方法、授業評価、教育指導等について
- (1) 各授業科目の授業計画作成状況について
 - (2) 履修指導・カリキュラムガイダンスの実施状況について
 - (3) 視聴覚教育の実施状況について
 - (4) 情報処理教育の実施状況について
 - (5) 授業方法の改善、教育機器の利用と開発について
 - (6) 演習・実験・実習の実施状況について
 - (7) 教員自身による授業到達評価について
 - (8) 合格率、成績分布等に基づく教員相互による授業到達評価について
- ※ ただし、(7)(8)については経済学部の「基礎経済」のように自然な形で実行可能なものから始める。
- (9) 学生自身による授業到達評価について
 - (10) 学生による授業評価について
 - (11) 休学、退学、留年等の状況について
- D：試験・成績評価について
- (1) 試験のタイプ・種類について

- (2) 試験実施方法について
- (3) 成績評価・単位認定及び卒業の基準について
- (4) 他大学等（外国大学等を含む。）との単位互換の方針と状況について

Ⅱ－2 大学院

1. 入学から修了まで、学生生活での教育的進歩に関する評価項目について

A：学生の受入れについて

- (1) 大学院入試について
- (2) 留学生入試について
- (3) 学生定員充足状況について
- (4) 学生の出身大学・学部の構成について
- (5) 研究生について

B：学生生活への支援について

- (1) 奨学金制度・授業料減免制度について
- (2) 健康管理の体制と実態について

C：修了者の進路状況について

- (1) 修了者の就職状況について
- (2) 修了者に対するアフターケアの状況について

2. 大学院の教育プログラムや人的要素にかかわる評価項目について

A：教育システムについて

- (1) 教育システムの特徴について
- (2) 非常勤講師への依存とその待遇状況について

B：カリキュラムについて

- (1) カリキュラムの編成と教育理念・目標との関係について
- (2) 留学生教育について
- (3) カリキュラムの編成及び見直しの方法・体制について

C：授業方法、授業評価、教育指導等
について

- (1) 各授業科目の授業計画作成状況
について
- (2) 履修指導・カリキュラムガイダ
ンスの実施状況について
- (3) 研究指導の方針と方法及び体制
について
- (4) 研究指導の成果について
- (5) ティーチング・アシスタント制
度と活用状況について
- (6) 学位の授与状況について
- (7) オーバードクター状況について

D：試験・成績評価について

- (1) 試験のタイプ・種類について
- (2) 試験実施方法について
- (3) 他大学（外国大学等を含む。）
との単位互換及び研究指導委託の
方針と状況について
- (4) 学位論文審査の方針と方法及び
体制について

Ⅲ．研究分野に関する評価項目について

A：個人研究活動について

- (1) 個人研究成果の公表状況につい
て
- (2) 学内外の学会参加状況について
- (3) 学内行政機関、学外行政機関、
財団等の役職状況について

B：学部における研究活動について

- (1) 各学部における共同研究状況に
ついて
- (2) 各学部における共同研究成果の
公表状況について

C：研究所における研究活動について

- (1) 研究プロジェクト研究の状況に
ついて

(2) 研究所による出版・公開講演会
等の活動について

- (3) 研究所組織・運営状況について
- (4) 研究所予算及び執行状況につい
て

D：国際的、学際的な共同研究状況に
ついて

E：個人研究費の状況について

F：研究助成補助制度の状況について

G：学外との研究交流と資金状況につ
いて

- (1) 学外との社会的連携による研究
資金の導入状況について

(2) 文部省科学研究費補助金の採択
状況について

H：研究に関連する全予算と経常比率
について

I：研究時間等研究条件について

- (1) 学内行政役職と研究条件につい
て
- (2) 担当時間と研究条件について

J：研究活動支援状況について

- (1) 国内・国外研究留学制度につい
て
- (2) 研究支援制度について

K：研究にかかわる情報基盤及び施設
状況について

- (1) 研究に関わる学術情報ネット
ワークの整備状況及び利用状況に
ついて
- (2) 研究装置・設備の整備状況と利
用状況について
- (3) 研究図書の本整備及び利用状況に
ついて
- (4) 個人研究室の整備及び利用状況
について

L：研究に関わる国際交流について

- (1) 国内外の留学状況について
- (2) 研究のための外国出張状況について

- (3) 国際学術交流状況について

M：大学院学生について

- (1) 研究成果について
- (2) 研究奨励・研究補助制度について
- (3) 博士号取得状況について
- (4) 学内外の研究奨励金取得状況について

IV. 管理運営分野に関する評価項目について

1. 管理運営に関する評価項目について

A：管理運営全般について

- (1) 各組織の権限と責任状況について
- (2) 審議決定と手続きについて
- (3) 学内諸機関の運営状況について

B：理事会・評議員会について

- (1) 理事・評議員の選出方法について
- (2) 理事会・評議員会の開催・出席状況について

C：学長について

- (1) 学長の権限・責任について
- (2) 学長の選出方法について
- (3) 学長への助言組織について

D：学部長・研究科長について

- (1) 学部長・研究科長の権限・責任について
- (2) 学部長・研究科長の選出方法について

E：協議会、学部長会及び大学院委員会について

- (1) 協議会の権限・責任について
- (2) 学部長会の権限・責任について

- (3) 大学院委員会の権限・責任について

F：教授会・研究科委員会について

- (1) 教授会・研究科委員会の開催状況と構成について
- (2) 教授会・研究科委員会の権限と責任について

G：教学・法人機関における委員会等について

- (1) 委員会等の性格・権限・構成について
- (2) 委員会等の開催状況について

H：教員組織・人事について

- (1) 教員構成について
- (2) 教員人事の長期計画について
- (3) 専任教員の任免・昇格の基準・手続きについて
- (4) 専任教員の兼職の方針と状況について
- (5) 非常勤教員の委嘱及びその方針について

I：事務組織・人事について

- (1) 事務組織の職務と権限について
- (2) 法人・教育・研究各分野の職員構成について
- (3) 職員の長期人事計画について
- (4) 職員の職務分掌について
- (5) 職員研修の方針と状況について

J：管理運営組織における教職員の役割について

- (1) 管理運営・教育研究活動に対する職員の意思の反映状況について
- (2) 教員と職員間の意思疎通・協力体制について

2. 財政に関する評価項目について

A：教育・研究に関する財政大綱決定の方法・体制について

B：長期・中間・短期財政計画と到達

状況について

C：予算の編成・執行の方針と状況について

- (1) 財務諸表（資金収支、消費収支、貸借対照表）の状況について
- (2) 予算編成プロセスの状況について

D：財政状況について

- (1) 財務比率状況について
- (2) 業務別財政状況について

E：国庫補助金交付状況について

F：寄付金等学外資金調達状況について

G：学費・手数料推移と他大学比較について

H：奨学金制度、授業料減免制度等学費に対する配慮について

I：財政に関連する諸規程の整備状況について

3. 施設設備に関する評価項目について

A：施設設備の整備・運用状況について

- (1) 図書館の施設整備・利用状況について
- (2) 研究所の施設整備・利用状況について
- (3) 学術情報システムの整備・活用状況について
- (4) 教室等使用実態と整備状況について
- (5) 研究室利用実態と整備状況について
- (6) 学外への施設貸与（開放）状況について
- (7) 附置施設の整備・利用状況について

B：土地・建物面積等について

- (1) 所有地面積状況について
- (2) 所有建物面積状況について

(3) 借用面積状況について

(4) 大学等設置基準と校地・校舎状況について

V. その他

1. 国際交流全般に関する評価項目について

A：留学生受入れの状況、指導体制について

B：在学生の海外留学・研修の方針と状況について

C：教員の在外研究の方針と状況について

D：海外からの研究者の招致状況について

E：海外の大学との交流協定の締結状況と活用状況について

F：外国人研究者・留学生用の施設設備について

G：国際交流に関わる地域との連携について

2. 社会との連携に関する評価項目について

A：公開講座の開設状況について

B：社会人受入れ（特別選別制度、特別の履修コース等）について

C：教職員の学外における活動状況について

3. 自己評価システムについて

A：教育・研究・管理運営分野に関する自己評価システムについて

(1) 評価主体について

(2) 評価方法について

(3) 評価体制について

(4) 評価結果のフィードバックシステムについて

B：自己評価結果の社会的公表について

<資料 5 >

大学審議会答申（1991.2.8）の「自己点検・評価項目（例）」及び大学基準協会『大学の自己点検・評価の手引き』の項目の全学的あるいは学部単位、その他での論議が必要か否かによる分類

項 目	必 要	不 要	備考
[] = 『手引き』の項目	・ = 『答申』 * = 『手引き』	~~~~ = やり方によっては、評価が個人に直接関わってくると思われる部分	
1. 教育理念・目標等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育理念・目標の設定 ・ 教育理念・目標の点検・見直し ・ 教育研究の活性化・充実のためのこれまでの取り組み * 大学・学部などの理念・目的の内容及びその具体性、明確性 * 学部などの理念・目的の、大学の理念・目的への適合性 * 大学・学部の理念・目的と大学・学部などの将来計画との関連性の検討 * 大学の理念・目的の大学構成員による理解、認識の程度、合意形成の確実性 * 大学・学部などの理念・目的と大学院、研究所、センター等の理念・目的との関連性の検討（附属高校を置く場合には、大学・学部などの理念・目的とこれらの理念・目的との関連性） * 大学・学部などの理念・目的の見直しの必要性の有無、見直しの方法。見直しに際しての、設置者及び大学構成員の合意形成 	<ul style="list-style-type: none"> * 大学・学部などの理念・目的の公的刊行物等への記載の有無、その程度 	
[2 教育研究上の組織]	<ul style="list-style-type: none"> * 大学の理念・目的と教育研究上の組織との関連 * 教育研究上の基本組織の将来計画 * 研究所、センター等の将来計画 * 学部等の教育研究上の基本組織と大学院との関連性 * 学部等の教育研究上の基本組織と研究所、センター等の組織との関連 * 大学院と研究所、センター等の組織との関連 * 教員の研究機能の発揮に対する組織的対応 	<ul style="list-style-type: none"> * 教育研究上の基本組織として置かれる学部、学科等（大学院の場合は研究科）の種類 * 教育研究上の基本組織の規模、内容、教育組織、施設・設備等の現状 * 研究所、センター等の規模、内容、教員組織、施設・設備等の現状 	
2. 教育活動 (1) 学生の受入 [3 学生の受け入れ]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生募集・入学者選抜の方針・方法 ・ 編入学の方針 * 大学・学部等の理念・目的と学生の入学者選抜方針、選抜方法と関連 * 複数の選抜方法をとる場合に、それぞれの方法の位置づけ、受け入れ人数の適正性 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生定員充足状況（志願者数、合格者数、入学者数、在学者数等） ・ 編入学の状況 * 一般入試における出題の適切性を担保するための配慮。組織的対応 * 受験生に対する、大学・学部の情報の提供の 	

(2) 学生生活への配慮
[8 学生生活への配慮]

- * 学生の入学者選抜方針、選抜方法、具体的な合格者、合格者数の決定に関する教授会の関与
- * 入学試験を行う時期の適正化
- * 大学入試センター試験等の利活用の検討
- * 附属高校を設けこれからの推薦入学を行う場合には、附属高校と大学との関連の明確化
- * 学生収容定員と在籍学生数の比率の適正化
- * 入学試験によって得られた各種の資料の入学試験や学修指導への活用
- * 帰国子女や留学生を受け入れる場合の受け入れ資格、能力、人数等に関する基準
- * アルバイトの紹介、下宿等の紹介
- * 学生に対する生活指導、健康・保健衛生相談、精神衛生の保持のための相談指導機会の供与
- * 学生生活への配慮を組織的に検討する組織としての学生部の機能の見直し、これに対する専任教職員の配置
- * 留学生に対する指導助言サービス体制
- * 自主的学習や研修を促進するための各種の構成・研修施設等の整備

- あり方
- * 入学試験に関する諸問題の総合的検討、それに基づく対処及び専門的部局の設置
 - * 編入学以外の方法による社会人の受け入れ方法

- ・奨学金制度（大学独自の奨学金、企業等からの奨学金等）
- ・授業料減免の状況
- ・学生生活相談
- ・課外活動
- * 学生が種々の配慮を受けるために必要とする事務手続きに関する情報の提供
- * 各種奨学金制度の整備
- * 保健サービスやこのための医務室、診療施設の整備
- * 保健サービス、精神衛生の保持のための相談指導のための専門的教職員の配置。これらのサービス提供、指導の形態（個性に応じた方法の採用）
- * 学生食堂の整備。トレーニング施設等のスポーツ施設の整備
- * 学生の課外活動に関する大学の助言、指導
- * 課外の体育活動に対する大学の積極的支援と体育施設の利用調整
- * 就職指導のための特別部局の整備。それに対する教職員の配置。学生に対する適切な情報提供。教員の関心の喚起

(3) カリキュラムの編成
[4 教育課程]

- ・カリキュラムの編成方針と教育理念・目標との関係
- ・一般教育の内容とカリキュラム全体における位置付け
- ・外国語教育の内容とカリキュラム全体における位置付け
- ・保健体育の内容とカリキュラム全体における位置付け
- ・専門教育の内容とカリキュラム

全体における位置付け

・カリキュラムの編成および見直しの方法・体制

- * 大学・学部教育課程とその理念・目的との関連。教育課程の水準・内容と高等教育機関の本旨との関連
- * 教育課程の編成、授業科目の開設と専門教員的授業科目・一般教育的授業科目との関連、体系性の考慮
- * 外国語、保健体育、情報処理に関する教育等の機会の保障
- * 授業科目の必須科目、選択科目、自由科目としての位置づけと教育課程の目的と体系性との関連。全授業の中での必須科目の占める割合。選択科目等の開設と学生の主体的学修の機会の保障
- * 教育課程の体系性を考慮した授業科目の各学年への配当
- * 単位制度の実質化のための措置
- * 授業科目の内容における大学教育にふさわしい体系性と基礎性、研究動向の高度化の反映の程度
- * 授業内容の大学・学部等の理念・目的、教育課程との関連の個別的・集团的検討とその結果の考慮
- * 学部・学科の教育方針、授業科目の位置付けに関する専任教員と兼任教員の組織的連絡協議
- * 授業科目開設の方法の適切性（通年制、学期制（セメスター制）、一週間複数回授業、半期開講、複数回成績評価、短期集中型開講方式等）
- * 教授会の意思に基づく教育課程の有効性、妥当性の恒常的な点検・評価、改訂のための組織体応。その点検・評価等の組織、手続き、方法の明確性。点検・評価等における各専攻分野、授業科目担当の教員の自由な討議・意見交換、合意形成
- * 編入学定員を設定して行う編入学、昼夜開講制、科目等履修制度等、リカレント教育とその趣旨に応じた教育課程
- * 公開講座や成人教育の開催と大学・学部等の理念・目的、正規の教育課程との関連

・他学科、他学部聴講の方針
・転学部、転学科の方針

* 実験・実習を伴う授業科目の開設

* 担当教員の専門的知見による授業科目の内容の自主的決定

* 学生便覧等の大学の公的刊行物への教育課程・授業科目の内容の公表

* 授業科目の名称の明瞭性

* 授業科目の内容と担当教員専門分野との関係

* 教員の授業担当時間数に関する適切な配慮

* 授業の開始終了時刻、位置授業単位の時間的長さ、一週間の授業日数、休暇期間、試験期間、休講を補うための時間の確保等の適切な配慮

* 授業科目の性格と内容、学生の能力を考慮した授業の規模・形態の適切性（多人数教室形式、少人数教育や双方向的授業形式）

* 授業科目の性格、内容と学生の理解能力の程度に応じた適切な授業方法の選択

* 授業方法改善のために必要な機器等の整備

* 履修指導の形態の適切性（一般的・個別的）

* 学修成果の評価に基づく教育方法の改善、教育課程の有効検討のための活用（評価の客観性を保持するための方法の採用等）

* 大学が学生のための課外教育の機会を設ける場合には、これらと正の教育課程との適切な関連に関する配慮

* 留学生の日本語能力の増進、その他の教育上の措置

・各授業科目ごとの授業計画（シラバス）の作

(4)教育指導のあり方

(5)教授方法の工夫・研究	<ul style="list-style-type: none"> ・他大学との単位互換の方針 * 同一大学内における転学部、転学科に関する取り扱い * 他大学との単位互換制度に関する配慮 * (学生便覧等に)公表される授業内容の具体性、授業計画(シラバス)の作成、提示 * 履修指導の適切性(教育課程の意義、教育課程における授業科目の位置づけ(専攻の専門教育科目、一般教養的授業科目、外国語に関する授業科目、保健体育の考慮、履修モデル・コース等の設定) ・教授方法の工夫・研究のための取り組み (学生による授業評価等) * 教員による教育方法の自己点検、向上のための努力を促進するための措置(ファカルティ・ディベロップメント) 	<p>成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラム・ガイダンスの実施状況 ・クラスの大きさ、編成方法 ・教員一人あたりの授業時間数 ・各授業科目担当者間での授業内容の調整 ・演習・実験等の実施状況 ・視聴覚教育の実施状況 ・他学科、他学部聴講の状況 ・転学部、転学科の状況 ・他大学との単位互換の状況 ・進級状況(留年、休学、退学) ・教授方法の工夫・研究のための取り組み
(6)成績評価・単位認定		<ul style="list-style-type: none"> ・成績評価、単位認定のあり方・基準 ・卒業生の就職状況 ・学部卒業生の大学院への進学状況
(7)卒業生の進路状況		
<p>3. 研究活動</p> <p>[5 教育組織および教育研究活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 大学・学部等の理念・目的、学部の教育課程と教員の教育研究上の能力との関連。大学の管理運営に関する教員の責任分担能力 * 教員の教育研究活動等に関する教員による自己点検・評価の慣行の確立* * 教員の教育研究活動、学外での社会活動等の把握、その内容の年次報告的公表* * 教員の教育研究活動等に関する大学内での評価体制。このような体制が設けられる場合には、その組織のあり方、評価基準、手続きの明確性・合理性* * 教員の研究を活発化するために必要な研究 研究時間確保の配慮 研究用図書 教員研究室を含む研究用施設・設備の整備充実 研究専念期間制度(在外・国内 研究員制度、サバティカル等)の整備* 研究成果の発表のための学部・学科の紀要等の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員による研究成果の発表状況 ・研究誌の発行状況と編集方針 ・共同研究の実施状況 ・研究費の財源(学外から資金の導入状況、科学研究費補助金の採択状況等) ・研究費の配分方法 ・学会活動への参加状況
*「4 教員組織」にも記入		
*「6 国際交流」にも記入		

*「5 国際交流」にも
記入

4. 教員組織
[5 教員組織および教育
研究活動]

*「3 研究活動」にも
記入

5. 施設設備
[6 校地・施設・設備]

国内、国外の学会活動に積極的に参加できるような旅費の支給
学外研究補助金等の積極的活用
のために必要な便宜の提供
外国人教育研究者等の来日、滞
在を容易とするための諸方策の
整備*

* 教員の研究活動の活性化のため
の研究補助体制を伴った教育研
究組織、大学院、研究所等の研
究機関の整備充実

・ 教員の兼職の方針
・ 教員人事についての長期計画

* 大学の理念・目的と教員の採用
・ 昇格の基準・手続きとの関連

* 講座制、学科自制その他の教員
組織への教員配置

* 学部・学科の教育課程上必要な
専任教員数の充足

* 専任教員の教育課程上主要な授
業科目への配置。各授業科目へ
の教員配置の適切性

* 実験・実習科目等への教育補助
員の配置。ティーチング・アシ
スタント制度

* 教員人事に関する将来計画及び
その実施。若手教員の確保、養
成

* 教員の教育研究活動等に関する
教員による自己点検・評価の慣
行の確立*

* 教員の教育研究活動、学外での
社会活動等の把握、その内容の
年次報告的公表*

* 教員の教育研究活動等に関する
大学内での評価体制。このよう
な体制が設けられる場合には、
その組織のあり方、評価基準、
手続きの明確性・合理性*

* 教員の教育能力を啓発し、向上
するための方途の採用（ファカ
ルティ・デイベロップメント）

* 教員の勤務条件（給与、義務的
授業担当時間等）の整備

* 専任教員に対する兼職に関する
基準の設定

* 大型の設備に関する他大学との
共同利用の検討

* 校地内の学生の休憩等のための
適当な空間の確保

* 学生自習室、課外活動のための
空間の確保、学生食堂、学生控
え室等の整備、学生が自由に使
える空間、教員と学生が触れ合
えるような場の確保

* 障害者に対する施設・設備上の

・ 専任教員・非常勤講師
の配置状況

・ 教育補助者、研究補助
者の配置状況

・ 出身大学の構成

・ 年齢構成

・ 採用、昇進の手順・基
準

* （教員の採用・昇格）
その内容の公正性、合
理性、明文化の状態

* 教員の採用・昇格基準
の設定、具体的な採用

・ 昇格の審査、教員に対
する不利益な措置と教
授会の関与

* 教員の年齢構成

・ 施設設備の整備・運用
状況

・ 図書館の利用状況

・ 学術情報システムの整
備・活用状況

* 校地の面積、その整備
状況

* 施設・設備の活用状況

* 教室（講義室、演習室、
実験室等）の種類・総
面積、室数、学生一人
当たりの面積、教室使

配慮

- * 施設・設備、機器等の整備、管理、運用のための教学の意思を反映した適切な組織的対応
- * 施設・設備の管理責任の明確性
- * 施設・設備の整備・充実に関する将来計画、更新計画、新規購入計画の検討、決定とその実施
- * 施設の地域住民等への開放

用頻度等

- * 外国語能力を増進するための施設及び情報処理関連教育のための施設の整備状況。これらの施設の活用のための人的補助体制
- * 運動場、体育館等学生の健康の保持のために必要な施設の整備状況
- * 研究用施設（個人研究室を含む）の整備状況
- * 学部・学科の種類に応じた附属施設の整備状況
- * 各施設に備えられるべき設備・機器等の整備状況（基礎的設備と応用的先端設備の区別を含む）、使用状況
- 設備・機器の利用のために必要な人的補助体制の整備状況及びその機能の有効性
- * 学生の心身の健康の保持・増進を図るための医務室、診療所、カウンセリング室等の整備
- * 施設・設備の維持・管理・補修に関する計画の決定並びにその実施体制及び実施状況（法令等の定める安全基準の充足状況の点検を含む）
- * 郊外型大学においては、通学、通勤のための交通手段の確保のための配慮

[7 図書館]

- * 中央図書館を中心にした図書館資料の体系的収集、維持
- * 図書館資料の構成(種類、冊数)と大学・学部等の理念・目的、学部・学科等の教育課程との関連
- * 図書館資料の収集の明確性、収集の系統性、組織性、収集の図書館利用者からの収集に関する要求への対応
- * 図書館施設の位置、規模、用途別の空間等の状況。これらの状況と図書館機能に対する将来的な要求への配慮。学生用閲覧施設の整備状況

- * 図書館への専門的職員の配置
- * 図書館資料の整理業務の能率化・標準化、情報検索システムの整備
- * 図書館利用についての情報提供、閲覧、貸出し業務、参考調査業務等の役務の提供
- * 図書館資料の保存のための特別な配慮
- * 中央図書館機能の整備と中央図書館とそれ以外の図書館施設との相互関係
- * 他大学の附属図書館、国・公立図書館、学術情報センター等との連携、協力関係

6. 国際交流

* 「3 研究活動」にも記入

- ・ 教員の在外研究の方針
- * 研究専念期間制度（在外・国内研究員制度、サバティカル等）

- ・ 留学生の受け入れ状況（受入数奨学金、宿舎等）、指導体制
- ・ 在学生の海外留学・研

7. 社会との連携

*「8 管理運営」にも記入

8. 管理運営、財政
[9 管理・運営]

*「7 社会との連携」にも記入

の整備 *
* 外国人教育研究者等の来日、滞在を容易とするための諸方策の整備 *

・学外の意見を教育研究に反映させる仕組み

* 学外の意思を教育研究に反映させるための仕組み *

・教育研究に関する意志決定の方法・体制
・予算の編成と執行の方針

* 大学の自治の観点を基礎とした大学の管理・運営機構及びその運営

* 学校法人の管理・運営期間（理事、理事会、監事、評議員会）の役割の明確化とその本来的役割に沿った運営

* 欠員理事の私立学校法の規程に沿った速やかな補充

* 理事専任基準の設定

* 理事、理事長専任に際しての教学意思の反映

* 理事構成における学内理事と学外理事の比率の適切性

* 評議員への教職員の専任

* 評議員専任基準の設定

* 設置者と大学との間における合意形成における学長の役割

* 私立大学における理事長の職務権限と学長の職務権限との適切な配分

* 教育課程の編成運営に具体化すべき大学の理念・目的に関する設置者と教授会との間の相互理解と合意の形成

* 学外の意思を教育研究に反映させるためのしくみ *

* 学内諸規程の整備

修の方針と状況
・教員の在外研究の状況
・海外からの研究者の招致状況
・海外の大学との交流協定の締結状況と活用状況

・公開講座の開設状況
・社会人の受け入れ（特別選抜制度、特別の履修コース等）
・教員の学外活動状況

・事務組織
・予算の編成と執行の状況
・学外資金の導入状況

* 役員（理事、監事）の就任除斥事由の留意

* 理事と理事長、理事相互間の適切な権限及び責任分担

* 理事権限の理事会の決定に基づく行使。理事会の開催の状況

* 私立学校法上要求される職務上理事（「設置されている学校の長」）の適切な専任

* 常務理事制

* 監事の業務監査権の適切な行使

* 評議員会の開催状況

* 設置者と大学との間の意見の調整を図ることを目的とする理事長の諮問機関等の設置

* 「大学の自治」の趣旨に沿った学長の校務管理掌権の行使

* 学長の選出と任期の定め、選出基準の設定、教員の本質的関与

* 教育研究機関の自律的管理運営と教授会等の組織化

* 教授会の権限（任用候補者の選考を含む教員の人事、学生の入・退学、教育課程に関する事項の中心とした当該教育研究機関の管理運営に関する重要事項に関する審議）の明文化

* 教授会の構成

* 教授会運営の適切性と定期的開催

* 教授会に設けられる委員会の組織、運営の適切性

* 教育研究機関の長（学

[10 事務組織]

- * 大学内における教員の職務と職員の職務の位置づけ
- * 職員組織のあり方（職務執行責任者の下に、明確な範囲の職務と権限を与えられ、全体的に系統的に構成され、相互の連絡を図り、一体的に職務を遂行できる組織）。職務文掌、権限規程等の整備
- * 職務執行責任者の適切な決定
- * 専門的組織・技能を要求される職員に対する一般職員と異なった合理的取扱
- * 職員の実績と能力に応じた公正な職員人事

- 部長等）の機能と教育研究機関の自律性
- * 教育研究機関の長の教授会による自律的選出
- * 教育研究機関の長に関する任期の定め、選出基準の設定
- * 複数の教育研究組織間の意思形成や実施措置に関する調整のための各組織の長からなる組織の設置（学部長会議等）
- * 複数の教育研究組織間の意思形成や実施措置に関する調整のための各組織の教授会等によって選出された教員をも構成員とする学内意思の調整機関の設置（国立大学に置かれる評議会等）
- * 各教育研究組織における改革案等の検討を促進するための機関の設置
- * 全学的調整機関の設置の趣旨に適合した運営
- * 複数の教育研究機関に共通する事項に関する共同の委員会の設置等
- * 学長、教授会、各種委員会等相互の役割・権限のあり方、審議事項の適切性
- * 職員の能力の展開のための研修の機会の提供
- * 職員の給与等の勤務条件、採用・昇進に関する手続きの内容、明確化

[11 財政]

(1) 各種資金の受け入れ、管理、各種支出費目への資金の配分等と各大学の理念・目的との関連。これらと大学の教員研究に関する将来計画、将来的財政計画との関連

- * 受け入れ資金の構成の割合
私立大学については、受け入れ資金総額に対する、学生納付金、国庫助成金、借入金の財政全体に対する比率
学生納付金の額の適切性。寄付金増加のための措置

- * 各支出費目への配分状況。管理経費、人権費、教育研究経費、基金等への配分状況。過大な消費支出超過額の計上の防止
- * 過年度累積超過支出が

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> * 資金の管理の適切性 * 私立大学については、基本財産や重要財産の取得、処分の関連法規との適合性 * 私立大学については、財務状況、会計処理状況を的確に表示し、統制するための各種の財務資料等の整備・点検・公表状況 * 長期的財政計画と長期的教育研究計画との関連。両者の関連を調整するための手続き | <p>過剰とならないような適切な配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> * 私立大学については、短期的並びに長期的収支の適合の確保 |
|---|--|

(2) 大学の予算編成手続き及びその執行過程と大学・学部^の教育研究活動計画との関連

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> * 予算編成手続きと教育研究活動計画との関連。財政的制約を考慮した教育研究計画の策定
私立大学については、財政的諸条件との関連における学部・学科の教育研究計画の調整 * 予算の執行と予算の趣旨の関連(予算の弾力的執行の必要性を含む)
私立大学については、予算執行責任者の適切な部署への配分。予算制度の実質化を確保し、いきすぎた弾力的運用を防止するための内部的統制組織 * 不正な支出、財産の使用を防止するための適切な措置の採用 | <p>・自己評価を行うための学内組織</p> <p>・教育研究活動等の公表</p> <p>・評価をフィードバックするための仕組み</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> * 自己点検・評価のための組織・責任体制の明確化 * 自己点検運営委員会の自己点検方針の明確性、的確性。将来の自己点検・評価計画 * 自己点検の客観性、妥当性を確保するための配慮 * 自己点検運営委員会と個別の自己点検実施委員会との連携の適切性 * 自己点検・評価項目の見直し * 自己点検事務局の設置、機能の適切性 | <ul style="list-style-type: none"> * 自己点検実施委員会による各種資料の入手状況 * 自己点検に必要な基礎的資料等の整備 * 自己点検・評価の結果の概要の大学構成員への公表 * 自己点検担当者に対する適切な時間的配慮 * 自己点検・評価に対する大学構成員の理解度 |

9. 自己評価体制
[12 自己点検・評価の組織]